

令和5年 第7回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和5年4月9日(日)
午前10時00分から

1 議 題

- (1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第34号)
- (2)福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の変更について (議案第35号)

2 その他

- (1)次回以降の委員会日程について(予定)
令和5年5月19日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第34号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年4月9日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

1 抹消する者の数	162人
内訳 死亡者	101人
市外転出者	61人
2 抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3 抹消年月日	令和5年4月9日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第1項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。

(3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

(4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第27条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和5年4月9日

1 死亡者

令和5年4月8日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年12月8日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	55	46	101
転出者	39	22	61
計	94	68	162

議題 (2)
議案第35号

福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙における城南区の開票区の開票立会人を次のように変更する。

令和5年4月9日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

変更する開票立会人
別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項及び第9項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(開票立会人)

第62条

2 届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

9 第2項の規定による開票立会人が3人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに3人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に3人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて3人以上選任することができない。